市第 129 号議案

横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における 汚染土壌の処理に係る損害賠償額の決定

横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における汚染土壌の処理について、次のように損害賠償の額を定める。

令和6年2月9日提出

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 損害賠償の額 33,751,135円
- 2 被 害 者 東京都中央区日本橋3丁目4番10号 スターツコーポレーション株式会社
- 3 事案の概要 令和5年1月に被害者との間で締結した定期 借地権設定契約により貸し付けた横浜市所有の 土地において、有害物質による土壌汚染がある ことが判明したため被害者が汚染土壌の処理に 係る工事等を実施し、当該工事等に係る費用が 発生した。

提案理由

横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における汚染土壌の処理に係る被害者スターツコーポレーション株式会社に対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

参 考

事件の概要

1

平成29年3月21日 横浜市は、平成27年12月に実施した土地 汚染概況調査等の結果を基に、横浜文化体 育館再整備事業に係る要求水準書を作成し 、当該事業の入札公告を実施した。

2 平成29年11月30日

横浜市は、株式会社フジタグループと横 浜文化体育館再整備事業民間収益事業基本 協定書(以下「協定書」という。)を締結 し、協定書においてスターツコーポレーシ ョン株式会社(以下「スターツ」という。)が横浜市所有の土地(以下「本件土地」 という。) に民間収益施設を整備すること を合意した。

3 令和5年1月10日

横浜市は、協定書に基づき、スターツと 当該民間収益施設に係る定期借地権設定契 約(以下「本件契約」という。)を締結し た。

4 令和5年2月8日 スターツは、本件土地について調査を実 施したところ、本件土地に本件契約の内容 に適合しない有害物質があることが判明し たため、本件契約に基づき横浜市に連絡し た。

令和5年2月から 5

スターツは、汚染土壌の除去工事を実施 令和5年3月までし、横浜市に対し本件契約に基づき当該工 事等に要した費用の請求を行った。

地方自治法 (抜粋)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第12号まで省略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第14号、第15号及び第2項省略)